



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



道を歩いていると、どこからともなく金木犀の香りがただよってきます。気持ちのよい季節となりました。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

今年は、大阪府北部の地震に始まり、大型台風が何度も襲来するなどして、危機管理の意識も高まりました。交通機関は早々に運転取りやめを告知し、大型店舗も軒並み閉めるなど、今までになかった取り扱いに時代の変化を感じます。先月号で記事にしましたが、会社としての取り扱いもいろいろと試行錯誤されたことかと思えます。

あっという間に年末がやってきます。私も今のうちにできることをやっておこうと思っています。

★トピックス①★

最低賃金が改定されました

地域別最低賃金額が改定され、発効されています。

都道府県	今年度	(昨年度)	発効日
東 京	985	(958)	平成 30 年 10 月 1 日
滋 賀	839	(813)	平成 30 年 10 月 1 日
京 都	882	(856)	平成 30 年 10 月 1 日
大 阪	936	(909)	平成 30 年 10 月 1 日
兵 庫	871	(844)	平成 30 年 10 月 1 日
奈 良	811	(786)	平成 30 年 10 月 4 日
和 歌 山	803	(777)	平成 30 年 10 月 1 日





★10月のお仕事カレンダー

10/1	<ul style="list-style-type: none">● (1日～7日)全国労働衛生週間◎定時決定(算定基礎届)により、9月に改定された社会保険料を10月支払い給与から控除
10/10	<ul style="list-style-type: none">● 一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事● 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
10/31	<ul style="list-style-type: none">● 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付● 8月決算法人の確定申告と納税・翌年1月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)● 11月・翌年2月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)● 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月から9月分の労災事故について報告)● 労働保険料の納付<延納第2期分>● 有期事業概算保険料延納額の納付(納付対象:8月～11月分)

★トピックス②★



算定基礎届により9月から社会保険料が変わります。
【10月支給の給与から変更】

社会保険に加入している事業所は、毎年7月に算定基礎届を提出します。
9月からその結果が反映され、健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額が新たに設定されたものになります。
給与から控除している保険料は、通常前月分を当月に控除していますので、9月から変わった保険料は、今月10月支給の給与から変更していきます。変更漏れのないようにご確認ください。
新しい標準報酬月額は、固定的賃金の変更などが無い限り今年の9月から来年の8月まで適用されます。
なお、厚生年金の保険料率は、平成16年から毎年0.354%ずつ引き上げられてきましたが、昨年を最後に引き上げが終了したため、今年に変更はありません。(18.3%を労使折半)

**マイナンバーの利用により
社会保険の手続きも変わってきています。**

マイナンバー（正式には「個人番号」）の利用が進んできています。社会保険の各種手続きにおいて、マイナンバーの記載欄を設けた様式への変更、手続きに添付する書類なども変更・省略なども行われてきています。

書類へのマイナンバーの記載の前に、会社は従業員からマイナンバーを収集しなければなりません。その収集にあたっては利用目的を明示し、番号の漏洩などがないように保護措置を取り、本人確認のために「通知カード」「運転免許証」などの確認書類の提供を受けるなど、一連の取り扱いを行っていかねばなりません。

行政機関が、それぞれの制度において管理してきた基礎年金番号などの個人を特定する番号と、その人のマイナンバーを関連付けることを「紐づけ」といいます。行政機関は、住基ネット（正しくは、「住民基本台帳ネットワーク」）を利用してマイナンバーを取得できますが、そのためには、・氏名・性別・生年月日・住所の4つの情報が必要です。年金制度では、これらの情報が揃っているため、すでにほとんどの人の情報が紐づけられています。

平成29年11月からは、健康保険、雇用保険については他の行政機関などとの情報連携が開始されており、給付金を受ける際の各種証明書（非課税証明書、雇用保険受給資格者証、対象家族の住民票写しなど）が省略できるようになっていますし、住所変更、氏名変更などもマイナンバーが紐づいている人については届け出が省略されるようになりました。

会社・本人が行う各種届出、申請用紙にもマイナンバーの記載欄が設けられ、健康保険・厚生年金保険については、今まで基礎年金番号を記載していた届書に、原則としてマイナンバーを記入することになりました。

また、健康保険の扶養に入れる際には、「被扶養者異動届」に家族のマイナンバーを記載し、その記入がないときには、住民票（世帯全員、続柄記載）を必ず添付することになりました。

このようにマイナンバーの利用が様々に行われてきつつありますが、従業員が提供を拒んだ場合は、手続きができないのでしょうか？現時点では、マイナンバーの記載がないことのみをもって手続き書類の受け取りを行政側が拒否することはないようですが、従業員側にも必要性や義務であることをきちんと説明し、それでも提供してもらえない場合には、会社として提供を求めた経過等の記録を残しておくようにしましょう。

また、取り扱いが進んでいくにつれ、管理や漏洩防止に神経を使っていたことがだんだんルーズになってくることも考えられます。「机の上に広げっぱなし」「パスワードを付けずにメールで送る」といったことのないように、今一度、丁寧な取り扱いを心掛けていきましょう。

***マイナンバーも安心！**
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
掖 663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

